

●公費医療 【問】市健康づくり課医療係 (☎ 77・8503)

市では、乳幼児や重度障害者、ひとり親家庭などに、医療費の助成をしています。なお、本人負担は、3つの制度とも、1つの病院ごとにかかる金額です。

乳幼児医療

対象者 小学校就学前の児童、小学1～3年生までの児童（入院のみ）

本人負担

- ① 3歳未満 入院、通院とも無料
- ② 3歳以上就学前の児童 通院＝月600円が上限、入院＝1日当たり500円（月7日を限度）
- ③ 小学1～3年生の児童（医療証は交付しません） 入院＝1日当たり500円（月7日を限度）

所得制限 3歳以上の児童は扶養している保護者の所得が表の額を超える場合、助成を受けられません。

乳幼児医療所得制限限度額表

扶養人数	国保	国保以外
0人	460万円	532万円
1人	498万円	570万円
2人	536万円	608万円
3人	574万円	646万円
4人	612万円	684万円
5人	650万円	722万円

重度障害者医療

対象者 身体障害者手帳1・2級の人、療育手帳A判定の人、身体障害者手帳3級で療育手帳B1判定の人、精神障害者保健福祉手帳1級の人（精神病床への入院は助成対象外）

本人負担 通院＝月500円が上限（65歳以上は無料）、入院＝1日当たり500円。住民税非課税世帯は300円で、医療保険者が交付する住民税非課税を証明するものが必要 ※月20日を限度

所得制限 障害者本人、同居している配偶者や扶養義務者の所得が表の額を超える場合、助成を受けられません。

重度障害者医療所得制限限度額表

扶養人数	本人	配偶者・扶養義務者
0人	360.4万円	628.7万円
1人	398.4万円	653.6万円
2人	436.4万円	674.9万円
3人	474.4万円	696.2万円
4人	512.4万円	717.5万円
5人	550.4万円	738.8万円

ひとり親家庭等医療

対象者 母子家庭、父子家庭、父母のいない子（小学校就学後から18

歳になる年度末まで）

本人負担 通院＝月800円が上限、入院＝1日当たり500円（月7日を限度）

所得制限 父、母、同居している扶養義務者の所得が表の額を超える場合、助成を受けられません。

ひとり親家庭等医療所得制限限度額表

扶養人数	父母	扶養義務者
0人	192万円	236万円
1人	230万円	274万円
2人	268万円	312万円
3人	306万円	350万円
4人	344万円	388万円
5人	382万円	426万円

医療証の更新方法

すでに乳幼児医療証と重度障害者医療証を持っている人で、所得制限限度額を超えていない人は、窓口での更新手続きを行わず医療証を郵送します。郵送時期は9月中旬の予定です。なお、市外から転入して来た人など、市が所得を把握できない人は、窓口での更新手続きが必要なので更新案内通知を郵送します。

ひとり親家庭等医療証については、すべて窓口での更新が必要です。

●国民健康保険

入院中の食事代や一部負担金を減額します

国民健康保険に加入している人が入院するとき、申請すれば入院時の窓口での支払いが自己負担限度額までになる、限度額適用認定証または限度額適用・標準負担額減額認定証を交付します。健康づくり課か大和・三橋庁舎の市民サービス課で申請してください。国民健康保険証と印鑑が必要です。すでに認定証を交付している人には別に通知します。

対象 ① 70歳未満の国民健康保険加入者② 70～74歳で非課税世帯の国民健康保険加入者（①②のうち市民税が非課税世帯の人は、入院中の食事代も減額されます）

問い合わせは、市健康づくり課国民健康保険係（☎ 77・8506）まで。

市の各種医療・介護サービスの窓口からお知らせ

後期高齢者医療の被保険者証の有効期限は7月31日まで。新しい保険証は7月下旬に郵送します。65歳以上の人の介護保険料の決定通知を8月上旬までに郵送します。

などなど

●後期高齢者医療 【問】市健康づくり課医療係 (☎ 77・8503)

被保険者証が新しくなります

現在の被保険者証は、平成23年7月31日までの有効期限となっています。8月1日から使用できる被保険者証（薄みどり色）は、7月下旬に市から郵送します。ただし、保険料の滞納がある場合は、通常より短い有効期限の被保険者証を窓口で受け取ってもらうことがあります。

8月1日以降に、医療機関を受診するときは、新しい被保険者証（薄

みどり色）を提示してください。

有効期限は平成24年7月31日までの1年間となっています。

7月31日までに新しい被保険者証（薄みどり色）が届かない場合は、市健康づくり課医療係にお問い合わせください。

確認してください自己負担割合

医療機関にかかるときの医療費の自己負担割合は、1割か3割です。

毎年、前年中の所得をもとに、8月から翌年7月までの1年間の自己負担割合の判定を行います。

自己負担割合は、原則1割ですが、同じ世帯の被保険者のいずれかの人の市民税課税所得が145万円以上ある場合には、3割となります。

ただし、市民税課税所得が145万円以上であっても、次の1または2に該当する場合は、申請すれば1割負担となります。

1. 同じ世帯の被保険者が2人以上の場合

同じ世帯の被保険者全員の収入の合計額が520万円未満



▲新しい被保険者証は薄みどり色

●介護保険 【問】県介護保険広域連合 (☎ 092・643・7055)

65歳以上の人に介護保険料の決定通知書を発送します

平成23年度の介護保険料を決定しました。決定通知書は8月上旬までに郵送します。

保険料を算出するための保険料率は、市民税額や所得に応じて9段階で設定しています。保険料率は昨年度と同じで変更はありませんが、本人や世帯の市民税の課税状況や所得などに変動があるときは、保険料が増えたり減ったりします。

●保険料の納付方法

介護保険料を、継続して年金天引きで納めている人は、決定した年間保険料額から4月、6月、8月期の仮徴収期間に納めた額との差額を、10月、12月、2月の各期に年金から天引きします。

また、納付書や口座振替で納めている人は、8月期から3月期の計8期で支払っていただきます。

なお、年間18万円（月額1万5000円）以上の老齢（退職）年金や障害・遺族年金を受給している人は年金天引きですが、65歳になったばかりの人や福岡県介護保険広域

2. 同じ世帯の被保険者が本人のみの場合（次の①または②に該当）

- ① 本人の収入が383万円未満
- ② 本人と同じ世帯の70歳から74歳までの人の収入の合計額が520万円未満

限度額適用・標準負担額減額認定証を更新します

現在、使用中の減額認定証の有効期限は、7月31日までです。

減額認定証を持っている人で、平成23年度の市民税が非課税世帯の人には、8月1日からの新しい減額認定証を7月下旬に届けます。

減額認定証を持っていなかった人で、新たに交付を希望する場合は、申請手続きが必要になります。

●申請に必要なもの

印鑑、被保険者証（非課税証明書など収入額を証明するものや入院期間が確認できるものが必要な場合があります）

●申請窓口

市健康づくり課医療係または、大和・三橋庁舎の市民サービス課へ。

参加者募集

介護予防のための音楽教室

音楽療法を取り入れた介護予防教室の受講生を募集します。対象は75歳以上の人で、心肺機能の向上や閉じこもり予防を目的にしています。奮ってご参加ください。

- 会場 市総合保健福祉センター「水の郷」
- 内容 懐メロを歌ったり、簡単な楽器で合奏したり、生演奏を鑑賞したりします。
- 開催時期 8月～12月（全12回）
- 受講料 無料
- 定員 50人（25人2教室）
- 申込期間 7月1日～15日（土日を除く）
- 申込先 柳川庁舎福祉課12番窓口か大和・三橋庁舎市民サービス課に申し込んでください（定員になり次第、締め切り）。

問い合わせは、市福祉課高齢者福祉係（☎ 77・8516）まで。

